

新ト協発第123号
平成30年12月18日

会 員 各 位

公益社団法人 新潟県トラック協会
会 長 小 林 和 男



自動車運送事業者等に対する「登下校時の子供の
安全確保に関する取組」への協力要請について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、新潟県トラック協会への諸活動に対し、格別なるご高配を賜っており厚く
お礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成30年7月27日付け警察庁丁生企発第516号
による「登下校時の子供の安全確保に関する取組」要請(別添)を受け、今般、
新潟県警察本部生活安全部長より、別添の協力要請がありました。

本年、新潟市内においてもこの種事件が発生しており、会員各位にありま
しては、協力要請の趣旨をご理解のうえ

- 登下校時間帯の通学路走行時における、沿道を登下校する子供の見守り
- 子供が被害者となる事件・事故や不審者・不審車両を発見した場合にお
ける、被害者・傷病者の一時的な保護及び警察への通報
- 捜査機関からの要請に基づくドライブレコーダー映像の提供

など、業務に支障のない範囲でご協力いただきますよう、よろしく願いい
たします。

敬具

(担当 : 適正化事業部 近藤)

平成30年7月27日

国土交通省自動車局安全政策課長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

自動車運送業者等に対する「登下校時の子供の安全確保に関する取組」への協力依頼について、

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年6月22日、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において決定された「登下校防犯プラン」では、施策のひとつとして、「多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進」が掲げられており、警察庁といたしましても、見守り活動に取り組む高齢者、現役世代、事業者等に対する積極的な表彰、活動の周知・情報発信等を行うとともに、見守りの担い手の裾野を広げるため、日常生活や事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」等を推進することとしております。

つきましては、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、貴課から自動車運送業者等に対し、下記に掲げる事項について業務に支障のない範囲における御協力を呼びかけていただきますよう、お願いいたします。

記

- 登下校時間帯の通学路走行時における、沿道を登下校する子供の見守り
- 子供が被害者となる事件・事故や不審者・不審車両を発見した場合における、被害者・傷病者の一時的な保護及び警察への通報
- 事業活動に使用する車両への見守り活動を実施中である旨を明示したステッカー等の貼付・掲示
- 事業活動に使用する車両へのドライブレコーダーの設置、及び捜査機関からの要請に基づくドライブレコーダー映像の提供

要 請 書

「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえて、下記に掲げる事項について業務に支障のない範囲で御協力をお願いいたします。

- 登下校時間帯の通学路走行時における、沿道を登下校する子供の見守り
- 子供が被害者となる事件・事故や不審者・不審車両を発見した場合における、被害者・傷病者の一時的な保護及び警察への通報
- 事業活動に使用する車両への見守り活動を実施中である旨を明示したステッカー等の貼付・提示
- 事業活動に使用する車両へのドライブレコーダーの設置、及び捜査機関からの要請に基づくドライブレコーダー映像の提供

平成30年12月17日

公益社団法人 新潟県トラック協会

会長 小林 和男 様

新潟県警察本部

生活安全部長

警視正 栗原 良光